

貸与料金の算定根拠明細書

(宛先) 野田市長

リース事業者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
 名 称 株式会社〇〇〇
 代表者職・氏名 代表取締役 環境 次郎
 電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

リース先 住 所 野田市鶴奉〇〇〇番地
 氏 名 野田 太郎
 電 話 番 号 ×××-×××-×××

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。
 また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守
 することを誓約します。

リース事業者が受け取った補助金の額を記載してください。
 ※リース先が受け取った補助金は含みません

対象設備	リース期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		野田市 補助金(a)	国の 補助金(b)	合計(c) ((a) + (b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) ((d) - (e))
電気自動車	60 月	100,000 円	750,000 円	850,000 円	5,000,000 円	4,150,000 円	850,000 円

(f) ≥ (c) であること

(注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e) 又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f) が、補助金額合計(c) 以上であること。
- 野田市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。